

12 指導監査課・各県事務所関係

(1) 平成25年度 東北厚生局 指導・監査実施状況

【保険医療機関等の指導・監査実施状況】

県名	対象機関	集団指導(注1)	集团的個別指導(注2)	個別指導(注3)	新規個別指導(注4)	監査(注5)	施設基準等適時調査(注6)
青森	医 科	746	40	12	17	1	47
	歯 科	424	42	23	9	0	0
	薬 局	578	45	23	17	0	0
	訪問看護	6		0		0	0
岩手	医 科	827	48	0	10	0	44
	歯 科	606	48	9	14	1	0
	薬 局	627	45	10	17	2	0
	訪問看護	75		0		0	0
宮城	医 科	1,250	84	43	39	0	70
	歯 科	1,057	86	35	24	4	0
	薬 局	1,170	83	43	54	0	0
	訪問看護	14		0		0	0
秋田	医 科	650	32	26	17	0	39
	歯 科	472	36	18	10	0	0
	薬 局	558	42	21	25	0	0
	訪問看護	3		0		0	0
山形	医 科	724	32	32	17	0	36
	歯 科	522	21	21	8	1	0
	薬 局	564	21	21	29	0	0
	訪問看護	3		0		0	0
福島	医 科	1,098	64	19	21	0	64
	歯 科	940	73	6	9	1	0
	薬 局	937	65	34	29	0	0
	訪問看護	10		0		0	0
合計	医 科	5,295	300	132	121	1	300
	歯 科	4,021	306	112	74	7	0
	薬 局	4,434	301	152	171	2	0
	訪問看護	111		0		0	0

【行政措置を受けた保険医療機関等数、保険医等数】

県名	対象機関	保険医療機関等数			保険医等数		
		取消	戒告	注意	取消	戒告	注意
青森	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
岩手	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
宮城	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	2	0	0	2	1	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
秋田	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	1	0	0	2	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
山形	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
福島	医 科	1	0	0	0	0	0
	歯 科	1	0	0	0	1	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
合計	医 科	1	0	0	0	0	0
	歯 科	3	1	0	2	4	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			

【柔道整復師の指導・監査実施状況】

県名	個別指導		監査	
	柔道整復師数	実施回数(日)	柔道整復師数	実施回数(日)
青森	2	2	0	0
岩手	0	0	0	0
宮城	13	16	3	3
秋田	0	0	0	0
山形	0	0	0	0
福島	1	1	1	1
合計	16	19	4	4

【保険医療機関等指定状況】

平成25年4月1日～平成26年3月31日

県名	新規指定保険医療機関等数			指定更新保険医療機関等数		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
青森	22	12	36	48	35	42
岩手	34	19	29	58	28	61
宮城	72	46	51	103	50	95
秋田	18	11	22	41	32	39
山形	27	17	42	84	35	49
福島	31	14	45	93	63	68
合計	204	119	225	427	243	354

※新規指定保険医療機関数は新規のほか移動、組織変更、交代等が含まれる。

【保険医療機関等情報】

平成26年3月31日現在

県名	対象機関	医療機関等数	保険医等数
青森	医科	836	3,257
	歯科	593	930
	薬局	588	2,082
	訪問看護	116	
岩手	医科	841	3,411
	歯科	638	1,299
	薬局	567	2,135
	訪問看護	90	
宮城	医科	1,518	6,389
	歯科	1,097	2,248
	薬局	1,075	5,398
	訪問看護	116	
秋田	医科	722	2,742
	歯科	478	791
	薬局	528	2,208
	訪問看護	46	
山形	医科	836	2,850
	歯科	516	777
	薬局	545	1,578
	訪問看護	54	
福島	医科	1,347	4,631
	歯科	945	1,543
	薬局	879	3,315
	訪問看護	122	
合計	医科	6,100	23,280
	歯科	4,267	7,588
	薬局	4,182	16,716
	訪問看護	544	

【柔道整復師情報】

平成26年3月31日現在

県名	施術所数	柔道整復師	
		協定（注7）	契約（注8）
青森	362	258	100
岩手	280	146	134
宮城	735	359	376
秋田	249	181	67
山形	316	220	95
福島	525	180	338
合計	2,467	1,344	1,110

(2) 関係用語集

用語	内 容
注1 集団指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、一定の場所に集めて講習等の方式により行う指導。
注2 集団的個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により個別に簡便な面接懇談方式により行う指導。
注3 個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注4 新規個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、新規指定より概ね6ヶ月経過した保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注5 監査	保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図ることを主眼とし、保険医療機関等に対し一定の場所、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う監査
注6 施設基準等適時調査	診療報酬項目の算定要件となっている人員配置や設備等の基準である基本診療料等の施設基準等の届出があった保険医療機関等を対象とし、原則として年1回、受理後6ヶ月以内を目途に保険医療機関等において行う調査
注7 協定	地方厚生（支）局長及び都道府県知事と社団法人都道府県柔道整復師会との間で行われている協定に基づき登録された社団法人都道府県柔道整復師会の会員の柔道整復師。
注8 契約	地方厚生（支）局長及び都道府県知事と結んだ契約に基づき承諾された社団法人都道府県柔道整復師会の会員以外の柔道整復師